

性的マイノリティの人権に関する取組について

1 社会的背景

○日本における性的マイノリティの割合は、民間の調査によると、全人口の約 3.3%～10% 程度という結果がでており、少なくとも 30 人に 1 人という割合となり、「身近にいない、会ったことがない」のではなく、「私たちが気づいていないだけ」ということが分かる。

【民間機関における L G B T に関する調査】

| 調査機関 | 調査結果 |
|---|---|
| 日本労働組合総連合会「L G B T に関する職場の意識調査」(2016) | L G B T 等 (性的マイノリティ) 当事者は 8 % |
| 株式会社LGBT総合研究所「L G B T 意識行動調査 2019」 | L G B T ・性的少数者に該当する人は約10.0% |
| 国立社会保障・人口問題研究所「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」(2019) | L G B T とアセクシャル (誰に対しても性愛感情を抱かない人) 合わせて3.3% |
| 電通ダイバーシティ・ラボ「L G B T 調査2020」 | L G B T 層に該当する人は 8.9% |

○近年、性の多様性への関心の高まりがみられるが、一方で、正しい知識を得る機会が少ないことなどもあり、性の多様性に対する理解は十分とはいえない。また、性的マイノリティが、周囲の無理解により、ストレスや苦痛を感じたり、偏見や差別を受けたりするなど、社会生活の様々な場面で人権問題が発生している。

○すべての人の人権が尊重され、性的指向・性自認に関らず、性的マイノリティが困難な状況におかれることがないよう、性の多様性についての正しい知識を身に付け、理解を深める必要がある。

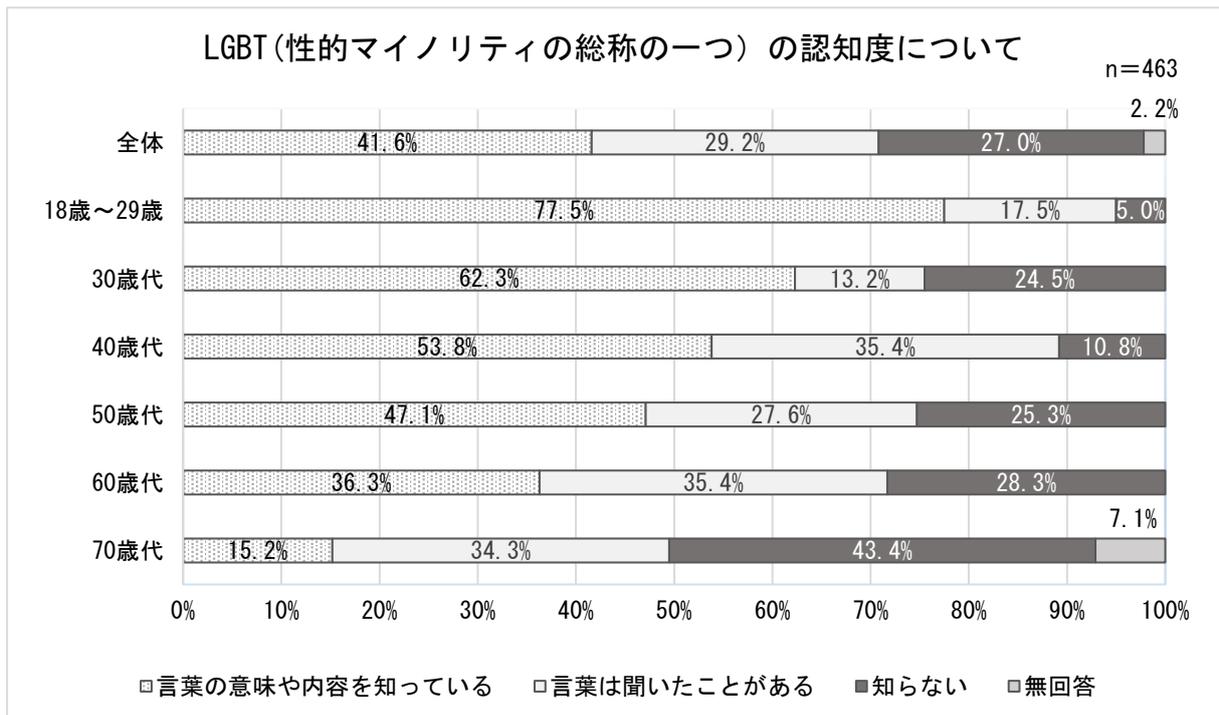
2 市民意識調査の結果

(1) L G B T (性的マイノリティの総称の一つ) の認知度について

「言葉の意味や内容を知っている」では 41.6%で、「言葉の意味や内容を知っている」と「言葉は聞いたことがある」をあわせた“知っている”の割合では、7割を超えています。

年代別でみると、「言葉の意味や内容を知っている」の割合は、18～29歳が 77.5%で最も高く、次いで 30歳代、40歳代となっています。「言葉の意味や内容を知っている」と「言葉は聞いたことがある」の割合を含めた認知率は 18～29歳が 95.0%で最も高く、次いで 40歳代、30歳代となっています。

「知らない」の割合は、70歳以上が 43.4%で最も高く、60歳代、50歳代となっています。

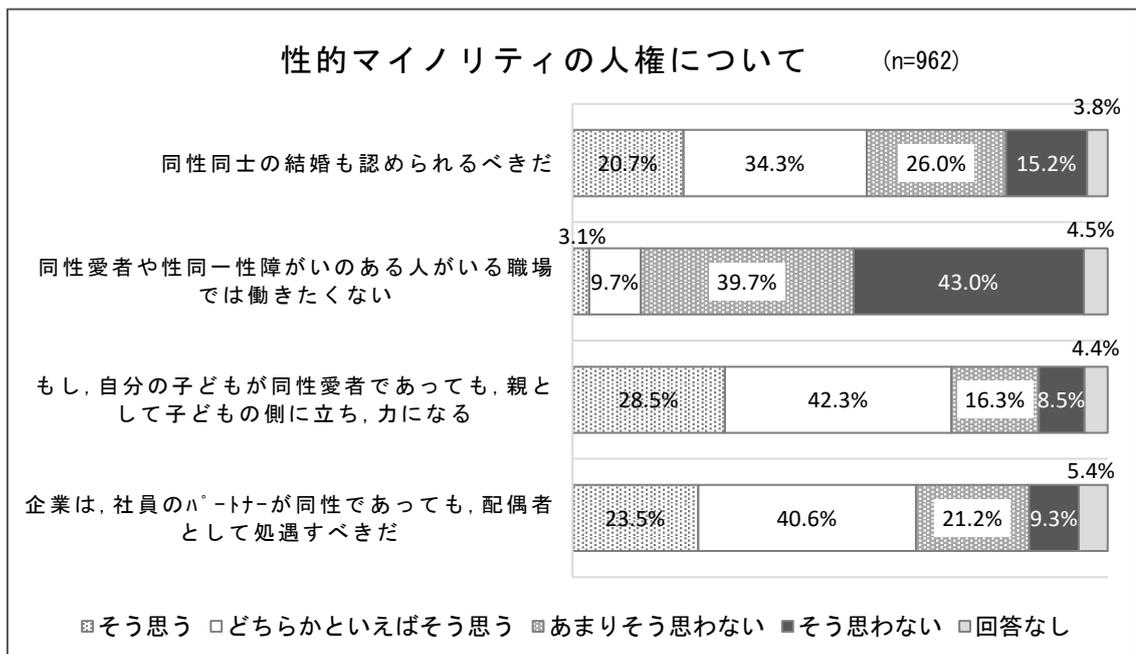


[丹波市男女共同参画に関する市民意識調査結果 (令和3年10月実施)]

(2) 性的マイノリティの人権について

性的マイノリティの人権に関する4つの意見に対する考え方を尋ねたところ、「性的マイノリティの人権を守ろうとする立場に立つ回答」は、「同性パートナーを配偶者として処遇すること」や、「同性同士の結婚」で、他の設問より低く、権利を制度化することには消極的であることが見受けられます。

年齢別では若い年齢層に、性別では男性より女性のほうに、性的マイノリティの人権を守ろうとする回答が多くありました。



[丹波市人権に関する市民意識調査の結果(平成30年実施)]

3 国の動き

【法務省】

- 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（H16. 7. 16 施行）、H20 改正（要件の緩和）

【厚生労働省】

- 男女雇用機会均等法に基づく「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（「セクハラ指針」）では、性的指向・性自認に関するセクハラも対象となるよう明示（H28. 8 月）
- 労働施策総合推進法の改正に基づいて定められた「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（「パワハラ指針」）において、性的指向・性自認に関するハラスメントや「アウティング」（本人に無断で性的指向や性自認を他人に漏らすこと）もパワハラとみなされるよう明示（R2. 6 月）

【文部科学省】

- 性同一性障害に係る児童生徒に対する決め細やかな対応の実施等について（H27. 4. 30 通知）→教職員向け手引きを作成公表（H28. 4. 1）
- いじめ防止対策推進法に基づく「いじめ防止等の基本的な方針」に性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・制度に対するいじめを防止するための必要な対応が明示（H29. 4 月）

【公的書類への記載】

- 総務省：性別を記載しない「住民票記載事項証明書」や「印鑑登録証明書」の発行を認めることについて（H28. 12. 12 通知）
- 厚生労働省：被保険者証の通称名表記について（H29. 8. 31 通知）

4 県・他自治体の動き

【兵庫県】

- 教職員向け手引き「性同一性障害者や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対する決め細やかな対応等の実施について（教職員向け）」の作成（県教育委員会 H28. 3 月）
- 申請・交付書類等における性別欄の見直し基準の策定
- 県民啓発リーフレットの作成・配布（R3 年）
- 市町が発行するパートナーシップ宣誓書受領証により、県営住宅入居申込が可能（R3. 5 月）
- 電話相談窓口の開設（R4. 9 月）

【県内市町】

- パートナーシップ宣誓制度の導入（10 市 1 町）

【阪神 7 市 1 町】

- パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定の締結（R3. 4. 6）

5 本市における取組の概要

(1) 本市の取組姿勢

- 「丹波市自治基本条例」 2012（平成24）年4月1日施行
基本理念 「市民一人ひとりの基本的人権が守られ、助け合いながら、安全・安心に暮らすことができることを目指した市政を行います。」（第3条第1号）
- 「第2次丹波市総合計画」「後期基本計画」 2020（令和2）年3月策定
「人と人、人と自然の創造的交流都市～みんなでつなぐ丹（まごころ）の里」
まちづくり目標【5】ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち
施策目標4 お互いを認め合い、多様性を尊重し合う社会をつくろう
- 「第3次丹波市人権施策基本方針」2022（令和4）年3月策定
「性的マイノリティの人権」を人権課題の一つとして位置づけ、施策の方向性として、「教育・啓発の推進」、「支援体制づくり」、「学校教育における理解促進の取組の推進」を掲げる。

(2) 市民啓発

- FM 人権啓発番組「心のハーモニー」（R1年9月、R2年8.9月、R3年8月）
- 広報たんば人権コラム「人権のとびら」
- 人権講演会の開催（R1年8月）
「性的マイノリティの人権課題と最近の動向について」（宝塚大学教授 日高庸晴さん）
- 男女共同参画基礎講座の開催（R4年2月）
「虹色な性を知ろう！～みんなで学ぶ、性的マイノリティ～」
（京都府立高校教員 土肥いつきさん）
- 性的マイノリティの人権に関するDVDや図書の貸出

(3) 庁内における取組

現状なし。

(4) 相談・支援体制

性的マイノリティの人権に特化した体制なし。

6 取組を検討・推進する体制

市民・事業者・団体等と連携・協働で進める。

内部体制としては、丹波市人権施策推進本部など既存の推進体制を活用する。

丹波市人権行政推進審議会にて意見聴取する。

7 今後の取組の方向性

(1) 性的マイノリティに対する支援

- パートナーシップ宣誓制度の導入（検討中・令和5年度の導入をめざす。）
- 性的マイノリティ相談窓口の設置（検討中）
- 申請・交付書類等における性別欄の見直し基準の作成（検討中）

(2) 性的マイノリティの人権啓発、人権教育

- 市職員に対する研修会の実施
- 市民・事業者、各種団体等に対する講演会等の実施
- 啓発パンフレット等の作成・配布と情報発信
- 学校教育での取組